

## 『Q&amp;A 債権法改正 かわる金融取引』(追補)

平成27年2月10日付けで決定された「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が同月23日に公表され、同月24日に法制審議会総会で同案は原案どおり採択され、改正要綱として、法務大臣に答申されました。

本書『Q&A 債権法改正 かわる金融取引』では、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（平成26年8月26日決定、9月8日公表）に基づいて解説しておりますので、記載内容のアップデートのため、「要綱仮案」から「要綱」へのおもな変更点を、「追補」として下記のとおり一覧にまとめました。本書のさらなるご理解にお役立ていただければ幸いです。

Q	タイトル	おもな変更点
4	保険約款・投資信託約款	<p>(1) 定型約款の条文化 要綱仮案では継続審議とされ、内容が記述されていなかった定型約款に関する条項が要綱で明文化されました。 直近で約款に関して記載のあった「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案（案）」から修正と追加がされています。</p> <p>(2) 定型約款の内容 定型約款の定義について、要綱仮案（案）では例示として位置づけられていた、不特定多数の者を相手方として行う取引であることが、要綱では、独立の要件とされました。そこで、定型約款に当たるか否かは、①ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であるか否か、②取引の内容の全部または一部が画一的であることが双方にとって合理的であるか否か、③①と②を充たす取引（定型取引）において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体であるか否か、という3点で判断されることとなります。</p> <p>(3) 定型約款の変更 要綱仮案（案）では、定型約款の変更ができるのは、定型約款において、その変更をすることができる旨の定め（変更条項）があるときに限るとされていました。他方、要綱では、この限定は削除され、変更条項が定型約款中に定められていることは、変更の合理性の判断要素の一つにとどまるものと修正されています。</p> <p>なお、要綱仮案（案）および要綱では、定型約款の条項のうち、相手方の権利を制限し、または相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様・実情と取引上の社会通念に照らして信義誠実の原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものは、定型約款の合意内容に含まれないものとされていますが、要綱では、これは定型約款の変更の場面では適用されないことが、明確化のため、追記されました。</p>
9	預貯金約款	同上（4）のおもな変更点をご参照ください。

14	銀行取引約定書	<p>銀行取引約定書については、定型約款に含まれないことになると考えられます。</p> <p>事業者間のみで行われる取引については、相手方の個性に着目したものも少なくなく、<u>〔4〕（2）①</u>、交渉力の格差により画一的とされるにすぎないなど画一的であることが相手方にとって合理的とはいえないなど <u>〔4〕（2）②</u>、基本的に定型約款の定義に該当しないものと考えられるためです。</p>
16	保証②（保証人への情報提供義務）	<p>要綱仮案では、「事業のために負担する債務についての保証を委託するとき」に、主債務者は委託を受ける者に対して情報提供義務を負っていましたが、要綱では、「<u>事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするとき</u>」と規定され、主債務者が情報提供義務を負う範囲が若干拡大しています。なお、情報提供義務が発生するのは保証人が個人の場合に限られます。</p>
22	債権譲渡①（対抗要件、債務者の抗弁）	<p>（1）債権譲渡と債務者の抗弁</p> <p>要綱仮案では、通知・承諾時（対抗要件具備時）までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができるものとされてきました。要綱では、これに加え、以下の特別なルールを定め、一定の場合について、譲渡人に対して生じた事由を債務者が譲受人に対抗できる場面を拡大しました。</p> <p>① 債務者が債務を履行しない場合において、譲渡制限の意思表示につき悪意・重過失の譲受人その他の第三者が、相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないとき</p> <p>⇒ この相当期間経過時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。</p> <p>② 譲渡人について破産手続開始の決定があったときで、（悪意・重過失の）譲受人（譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権全額を譲り受けた者であって、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）が、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託するよう請求したとき</p> <p>⇒ この供託請求時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。</p> <p>（2）債権譲渡と相殺</p> <p>要綱仮案では、対抗要件具備時を基準に、債権譲渡がされた債権の第三債務者は、対抗要件具備時より前に取得した債権については、その債権による相殺をもって対抗できると定め、その例外としては、①対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権、②譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた債権のみを規定するにすぎませんでした。要綱では、これに加え、上記（1）と同様のルールを定め、上記（1）①②に掲げられた場合について、相殺が認められる場面を拡大しています。</p>